【労働委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、そのすべてが成立した。ほかに、内閣提出承認案件が1件あり、承認された。

また、本委員会付託の請願7種類29件のうち、1種類2件を採択した。

〔法律案等の審査〕

労働安全衛生法の一部を改正する法律案は、労働者の健康の一層の確保を図るため、産業医の専門性の確保等の観点からその選任要件を定めるなど、事業場における労働衛生管理体制を整備するとともに、健康診断の結果について医師等からの意見を聴取することや一般健康診断の結果を労働者に通知することを事業者に義務付けるなど、事業場における健康管理の充実を図る等の措置を講ずるものである。

委員会においては、産業医の選任要件の在り方、労働者の健康管理等について産業医が事業者に対して行う勧告の実効性、産業医の選任義務のない小規模事業場における健康管理の在り方、労働者の健康診断情報に関するプライバシー保護の徹底、過労死の予防対策等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案は、①派遣労働者の適正な就業条件の確保を図るため、労働者派遣契約の解除及び適切な苦情処理に係る措置を充実するとともに、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針を労働大臣が公表すること、②派遣先における派遣就業の適正化を図るため、派遣先は、適用対象業務以外の業務に派遣就業させてはならないこと等を明確化すること、③育児・介護休業取得者の代替要員を円滑に確保するため、育児・介護休業取得者の代替要員に係る労働者派遣事業については、その対象業務を原則として限定しない特例措置を設けることなどを内容としている。

委員会においては、派遣事業が果たしている役割と今後の展望、ネガティブリスト(派遣対象業務の原則自由化)方式の是非、育児・介護休業取得者の代替要員に係る労働者派遣事業について特例を認めた理由と今後における運用の在り方、違法派遣や派遣労働者の権利侵害の実態、派遣労働者からの苦情に対する処理の現状と今後の対策、派遣料金と派遣労働者の賃金との関係、派遣先における適正な就業条件の確保策等について質疑が行われた。

また、参考人として、社団法人日本事務処理サービス協会会長大原慶一君、

弁護士中野麻美君、日本労働組合総連合会社会政策局長桝本純君、龍谷大学法 学部教授脇田滋君から意見を聴取し質疑を行うとともに、派遣元事業所の視察 を行った。

質疑を終局し、討論の後、多数で可決された。なお、育児休業等に関する特例の運用に当たっては、休業取得者の代替要員としての派遣に限られることを確保することなど9項目の附帯決議が行われた。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、高年齢 退職者に対して臨時的・短期的な就業の機会の提供を行っているシルバー人材 センターが、高齢化の進展とともに重要性を増しているため、シルバー人材センターを会員とするシルバー人材センター連合(公益法人)を都道府県知事が 指定する制度を新設することにより、都道府県下全域で事業展開ができるよう にするなど、その拡充強化のための措置を講ずるものである。

委員会においては、高年齢者に対する就業機会の提供においてシルバー人材センターが果たしている役割、シルバー人材センター会員の多様な就業ニーズへの対応、会員の安全確保と事故等に対する補償の充実、事業運営の自主性確保、発注者からの苦情に対する適切な対応の必要性等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案は、労働保険に係る不服申立ての審査が、「過労死」事案にみられるように複雑性を増していることなどから長期化しているため、その迅速化を図る観点から、審査請求後3箇月を経過しても労働保険審査官の決定がないときは、その決定を経ないで、労働保険審査会に再審査請求をすることができる救済規定を設けるとともに、労働保険審査会委員を増員するなど審査体制の整備を図るものである。

委員会においては、2段階の審査請求制度を設けている趣旨、審査請求事案の認定状況と今後の申立て件数の見込み、審査に長期間を要している理由とその迅速化のための対策、審査資料等の閲覧請求への対応、「過労死」について認定基準の在り方と予防策、「労災隠し」の実態と今後の対応等について質疑が行われた。

質疑終局後、吉川委員から審査請求後3箇月を経過すれば裁判所に提訴する こともできることなどを内容とする修正案が提出されたが、修正案は否決さ れ、本案は原案どおり全会一致で可決された。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案は、近年の少子・高齢化の進展や労働移動の増加等社会経済情勢の変化の下で、財形制度を拡充し、①育児、介護、教育等の費用を一般財形貯蓄から支出する勤労者に「財形貯蓄活用給付金」を支払う事業主に対し、雇用促進事業団が助成金を支給すること、②

中小企業に財形制度を普及促進するため、中小企業の財形事務を代行する制度 を創設することなどを内容としている。

委員会においては、財形制度の果たしてきた役割、法律で規定されているにもかかわらず「勤労者財産形成政策基本方針」が策定されていない理由、非課税限度額引上げの必要性、中小企業への普及が遅れている原因とその対策、新たな助成金制度を創設する理由、ドイツの制度との比較等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、税制面の優遇措置の充実など3項目の附帯決議が行われた。

地方自治法第156条第 6 項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し 承認を求めるの件は、札幌北公共職業安定所を設置することについて国会の承 認を求めるものである。

委員会においては、この安定所の設置等に伴い再編・整理される安定所の予定箇所とその地域における職業安定業務のサービス体制の在り方等について質疑が行われた後、全会一致で承認すべきものと決定した。

〔国政調査等〕

2月22日、永井労働大臣から所信を、渡邊労働大臣官房長から平成8年度労 働省関係予算について説明を聴取し、2月27日、質疑を行った。

企業の海外進出が我が国の雇用に与える影響、高年齢者雇用の実態と対策、 週40時間労働制の完全実施の重要性、産業構造の変化に対応した雇用対策の在 り方、女子学生の就職難の実態と対策、男女の雇用機会均等、国際化に対応し た職業能力開発の重要性などの問題が取り上げられた。

また、4月9日、労働問題に関する調査において、雇用問題等に係る諸法律 の施行状況について、永井労働大臣及び政府委員から報告を聴取した後、質疑 を行った。

労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する 法律、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律など、最 近成立した雇用問題等に係る諸法律の施行状況のほか、雇用サミット、阪神・ 淡路大震災に係る雇用対策をめぐる諸問題が取り上げられた。

なお、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度労働省関係予算の 審査を行い、職業能力開発の在り方、雇用サミットにおいて我が国が果たした 役割、技術革新に伴う人員削減への対応、労働時間短縮への取組、パート労働 法及び男女雇用機会均等法の見直し、若年層の失業増加の理由、雇用保険財政 の見通し、介護休業制度導入奨励金の実態、身体障害者雇用納付金の現状など について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年1月25日(木)(第1回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○労働問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成8年2月22日(木)(第2回)

- ○労働行政の基本施策に関する件について永井労働大臣から所信を聴いた。
- ○平成8年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴い た。

○平成8年2月27日(火)(第3回)

○労働行政の基本施策に関する件について永井労働大臣、政府委員、厚生省 及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成8年4月9日(火) (第4回)

- ○雇用問題等に係る諸法律の施行状況に関する件について永井労働大臣及び 政府委員から報告を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- ○地方自治法第156条第 6 項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関 し承認を求めるの件(閣承認第 3 号)

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(閣法第72号) 以上両案件について永井労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月11日(木)(第5回)

○地方自治法第156条第 6 項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関 し承認を求めるの件(閣承認第 3 号)について永井労働大臣及び政府委員 に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第3号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ 反対会派 なし

○ 労働安全衛生法の一部を改正する法律案(閣法第72号)について永井労働 大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第72号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ 反対会派 なし

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に 関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第66号)について永井労働大 臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月18日(木)(第6回)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に 関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第66号)について以下の参考 人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

社団法人日本事務処理サービス協会会長 大原 慶一君

弁護士 中野 麻美君

日本労働組合総連合会社会政策局長 桝本 純君

龍谷大学法学部教授 脇田 滋君

○平成8年4月26日(金)(第7回)

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に 関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第66号)について永井労働大 臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年4月30日(火) (第8回)

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に 関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第66号)について永井労働大 臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第66号) 賛成会派 自民、平成、社民、新緑、参フ 反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第 10号) (衆議院送付) について永井労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月7日(火)(第9回)

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第 10号) (衆議院送付) について永井労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第10号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ 反対会派 なし

○平成8年度一般会計予算(衆議院送付)

平成8年度特別会計予算(衆議院送付)

平成8年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(労働省所管)について永井労働大臣、政府委員、通商産業省、文部省及 び厚生省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○ 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院 送付)について永井労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月14日(火)(第10回)

○労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について永井労働大臣、政府委員及び社会保険庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第9号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ 反対会派 なし

○平成8年5月21日(火)(第11回)

○**勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案**(閣法第39号) (衆議院送付) について永井労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月23日(木)(第12回)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- **勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律**案(閣法第39号)(衆議院送付)について永井労働大臣、政府委員、大蔵省、建設省、労働省、郵政省、人事院当局及び参考人雇用促進事業団理事本庄資君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第39号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、さき 反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年6月18日(火)(第13回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○請願第11号外1件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第793号外26件を審査した。
- ○労働問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

【要 旨】

本法律案は、「過労死」事案にみられるように、労災保険給付に関する審査請求事案については、事案の複雑化等からその処理期間が長期化する傾向にあ

ることにかんがみ、審査の迅速化を図るため、労働保険審査官の決定が遅延した場合に関する手続を整備するとともに、労働保険審査会の審査体制の充実を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 労働者災害補償保険法及び雇用保険法の改正
 - (1) 審査請求をしている者は、審査請求をした日から3箇月を経過しても労働保険審査官による決定がないときは、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
 - (2) 不服申立て中の処分の取消しの訴えは、再審査請求後3箇月を経過しても労働保険審査会による裁決がない場合に限り提起することができる。
- 2 労働保険審査官及び労働保険審査会法の改正
 - (1) 1の(1)により、労働保険審査官の決定を経ないで労働保険審査会に対して再審査請求がされたときは、労働保険審査官に対する審査請求は取り下げられたものとみなす。
 - (2) 労働保険審査会における審査体制の整備
 - ① 労働保険審査会は委員9人(現行6人)をもって組織し、委員のうち3人は非常勤とすることができる。
 - ② 労働者災害補償保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者を、各6人(現行各4人)指名する。
 - (3) 労働保険審査会による労働保険審査官に対する差しもどしの制度を廃止する。
 - (4) 罰金額について所要の引上げを行う。
- 3 施行期日

この法律は、平成8年7月1日から施行する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第 10号)

【要 旨】

本法律案は、最近の我が国における急速な高齢化の進展の下で、高年齢者の職業の安定や福祉の増進を図ることの重要性にかんがみ、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業の機会の確保のための措置の充実を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 シルバー人材センター連合
 - (1) 都道府県知事は、二以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人 を、シルバー人材センター連合として指定することができる。
 - (2) シルバー人材センター連合は、高年齢退職者のために臨時的かつ短期的

な就業の機会の確保、提供等のほか、労働大臣への届出により、無料の職業紹介事業を行うことができる。

- (3) シルバー人材センター連合とシルバー人材センターの関係を規定することその他所要の整備を行う。
- 2 全国シルバー人材センター事業協会

労働大臣は、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務 について連絡調整を図ること等の業務を行う公益法人を、全国シルバー人材 センター事業協会として指定することができる。

3 施行期日

この法律は、平成8年10月1日から施行する。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(閣法第39号)

【要旨】

本法律案は、近年の少子・高齢化、雇用の流動化等社会経済情勢が変化する中で、安定した勤労者生活の実現と中小企業の勤労者の福祉向上を図るため、財形制度を拡充するとともに、中小企業への財形制度の導入を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 雇用促進事業団は、財形貯蓄活用給付金(育児、教育、介護等の費用に充 てるために一般財形貯蓄を払い出した勤労者に事業主が支払う給付金)を支 払う事業主に対し、助成金を支給する。
- 2 中小企業事業主が中小企業団体等(事務代行団体)に対して、財形制度に 係る事務を委託できることとし、これらの業務に関し、雇用促進事業団は、 必要な助成を行う。
- 3 勤労者が転職等した場合で、移動先の事業主が財形制度を導入していない ときは、事務代行団体を通じて、一定期間に限り特例的に財形貯蓄の継続を 可能とする。
- 4 一般財形貯蓄について他の金融機関の財形貯蓄商品への預替えを可能とする。
- 5 この法律は、平成9年1月1日から施行する。ただし、2については、平 成8年10月1日から施行する。

【附带決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1 勤労者財産形成促進制度については、少子・高齢化の進展、労働移動の増加、勤労者の意識・価値観の多様化、金融の自由化等の社会経済情勢の変化に即応し、引き続き制度全般の整備充実を図っていくこと。

- 2 勤労者の財産形成促進に必要な非課税限度額の引上げ等税制面の優遇措置 の充実について、更に一層努力すること。
- 3 財形事務の事務代行制度が効果的に活用されるよう、助成の充実を図るな ど、中小企業に対する勤労者財産形成促進制度の普及促進に一層努めるこ と。

右決議する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に 関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第66号)(先議)

【要旨】

本法律案は、近年の経済社会情勢の変化等に対応し、労働力の需給の適正な調整を促進するとともに派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資するため、派遣労働者の適正な就業条件の確保を図るための措置及び育児・介護休業取得者の代替要員に係る労働者派遣事業の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 派遣労働者の就業条件の確保のための措置
 - (1) 労働者派遣契約の当事者は、労働者派遣契約の締結に際し、その契約の中途解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項を定めなければならない。
 - (2) 労働者派遣契約の当事者は、労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者 から苦情の申出を受けた場合のその処理に関する事項を定めるとともに、 苦情処理に関する事項を派遣元及び派遣先の管理台帳に記載しなければな らない。
 - (3) 労働大臣は、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関して、必要な 指針を公表するものとする。
- 2 派遣先における派遣就業の適正化のための措置の充実
 - (1) 派遣先は、派遣労働者を適用対象業務以外の業務に従事させてはならないこと、及び無許可又は無届出の労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣を受け入れてはならないことを明確化する。
 - (2) 労働大臣は、(1)について違反している派遣先に対し指導又は助言をした場合、なお違反しており、又は違反するおそれがあるときは、派遣先に対し、不適正な派遣就業を是正するために必要な措置等をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは、その旨を公表できる。
- 3 手続の簡素化等
 - (1) 更新を受けた場合における一般労働者派遣事業の許可の有効期間を3年

から5年に延長する。

- (2) 一般派遣元事業主が事業対象業務の種類を減ずるときは、その変更について許可を受けることを要しないものとし、特定派遣元事業主が事業対象業務の種類を減ずるときは、その変更について届出をすることを要しないものとする等、手続を簡素化する。
- 4 育児・介護休業取得者の代替要員に係る労働者派遣事業の特例措置 育児・介護休業を取得する労働者の業務を処理するために行われる労働者 派遣事業は、港湾運送業務、建設業務その他政令で定める業務(警備業務) を除く業務について行うことができる。その場合の派遣期間は、育児・介護 休業をする期間(その期間が1年を超えるときは1年)を超えてはならない。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行する。

【附带決議】

経済社会情勢の変化の中で、労働者派遣事業が適正に運営され、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進が十分に図られるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 対象業務の見直しに当たっては、我が国の雇用慣行との調和に十分留意 し、常用雇用労働者の代替を促すこととならないよう、また、専門性等を確 保した業務内容となるよう十分に配慮し、中央職業安定審議会の意見を尊重 して、個々の対象業務の内容及びその範囲を具体的に定めること。
- 2 病院における介護労働への派遣制度の適用に当たっては、医療福祉事業の 専門性やチームワークの要請を踏まえ、看護管理の下に置くなど適切な配置 が行われるよう指導すること。
- 3 育児休業等に関する特例の運用に当たっては、休業取得者の代替要員の派 造に限られることを確保するとともに、休業取得者が原則として原職又は原 職相当職に復帰することについて配慮されるよう指導する こと。
- 4 派遣先における実際の就業条件が、派遣元事業主が示した就業条件と相違 することのないよう、適切な措置を講ずること。
- 5 派遣元事業主及び派遣先に対し、労働者派遣契約に、労働者派遣契約の中 途解除に当たって講ずる損害賠償に関する措置等派遣労働者の雇用の安定を 図るために必要な措置が適切に記載されるよう指導すること。
- 6 派遣労働者の苦情処理について専門的な相談援助を行う団体の取組を促進 するとともに、行政機関による苦情相談機能の充実を図るため、関係行政機

関の適切な連携を図ること。

- 7 改正後の労働者派遣法を踏まえ、派遣先に対する指導を徹底するととも に、派遣と請負の区分について具体的な基準を作成し、請負等を偽装した違 法な労働者派遣事業の解消に向けてより一層の指導・監督を行うこと。
- 8 労働者派遣事業の適正な運営を確保するため、派遣元事業主及び派遣先の 自主的な努力の促進、労働者派遣事業適正運営協力員制度の活用を図るとと もに、行政体制の整備・充実を図ること。
- 9 派遣労働者に係る社会保険・労働保険の適用促進に向けて、派遣元事業主 等関係者への制度の周知徹底等適切な措置を講ずること。 右決議する。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(閣法第72号) (先議) 【要 旨】

本法律案は、高齢化の進展、産業構造の変化、技術革新の進展等に伴い、 脳・心臓疾患につながる所見を有する労働者及び疲労やストレスを感じる労働 者が増加するなど、最近における労働者の健康をめぐる状況の変化に対応し、 労働者の健康の一層の確保を図るため、労働衛生管理体制を整備するととも に、事業場における健康管理の充実を図る等の措置を講ずるものであり、その 主な内容は次のとおりである。

- 1 労働衛生管理体制の充実
 - (1) 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する者の中から選任しなければならない。
 - (2) 産業医は、事業者に対し労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができ、事業者はこれを尊重しなければならない。
 - (3) 産業医の選任義務のない事業場について、事業者は、医師等に労働者の健康管理等を行わせるように努め、国は、これらの事業場の労働者の健康の確保に資するための援助を行うように努める。
- 2 職場における労働者の健康管理の充実
 - (1) 事業者は、健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければならないこととするとともに、必要があると認めるときは、就業場所の変更等の適切な措置を講じなければならない。
 - (2) 労働大臣は、事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための必要な指針を公表する。
 - (3) 事業者は、一般健康診断を受けた労働者に対し、当該健康診断の結果を

通知しなければならないこととするとともに、必要があると認める労働者 に対し、医師等による保健指導を行うように努めなければならない。

3 施行期日等

- (1) この法律は、平成8年10月1日から施行する。
- (2) 平成10年 9 月30日までの間は、事業者は 1 の(1)の要件を備えた者以外の 医師を産業医とすることができる。

地方自治法第156条第 6 項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関 し承認を求めるの件(閣承認第 3 号)(先議)

【要 旨】

本承認案件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、札幌 北公共職業安定所を設置することについて、地方自治法第156条第6項の規定 に基づき、国会の承認を求めるものである。

(4) 付託議案審議表

内閣提出法律案(5件)

※は予算関係法律案

番号	件名	先 議 院	提出月日	参	議	院	衆	議	院
				委員会付 託	委員会 議 決		委員会付 託	委員会 議 決	本会議 決
*	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 2	8. 5. 7	8. 5.14 可 决	8. 5.15 可 決	8. 4.11	8. 4.17 可 決	8. 4.19
			○ 8. 4.11 衆本会議趣旨説明						
* 10	高年齢者等の雇用の安定等に関する 法律の一部を改正する法律案	"	2. 2	4. 23	5.7 可 決	5.8 可 決	4. 9	4.17 可 決	4.19 可 決
* 39	動労者財産形成促進法の一部を改正 する法律案	"	2. 9	5. 17	5.23 可 決 附帯決議	5.24 可 決	4. 26	5.10 可 決 附帯決議	5.10
66	労働者派遣事業の適正な運営の確保 及び派遣労働者の就業条件の整備等 に関する法律等の一部を改正する法 律案	参	3. 1	4. 4	4.30 可 決 附帯決議	5.8 可 決	5, 31	6.7 可 決 附帯決議	6.11 可 決
!			○ 8. 5.31 衆本会議趣旨説明						
72	労働安全衛生法の一部を改正する法律案	"	3, 5	4. 4	4.11 可 決	4.12 可 決	5. 31	6.7 可 決	6.11 可 決

・国会の承認を求めるの件(1件)

番号	件名	先 議 院	提出月日	参	議	院	衆	議	院
				委員会 付 託	委員会議決		委員会	委員会 議 決	本会議議決
3	地方自治法第156条第6項の規定 に基づき、公共職業安定所の設置に 関し承認を求めるの件	参	8. 3. 1	8. 4. 4	8. 4.11	8. 4.12 承 認	8. 4.26	8. 5.10	8. 5.10